

えるぼし認定通知書交付式 ～四国労働金庫～



香川労働局（局長：^{ほんまゆきてる}本間之輝）は、女性活躍推進法に基づく基準適合一般事業主として、令和元年7月19日付けで、四国労働金庫を第3段階で「えるぼし」認定しました。今回の認定により、香川労働局管内の「えるぼし」認定企業は計10社となりました。

令和元年8月8日、香川労働局において、「えるぼし」認定通知書交付式を実施しました。



（写真左から香川労働局長、四国労働金庫経営統括部長 野村氏、経営統括部 坂口氏、理事長 杉本氏）

交付式終了後、企業の皆様と香川労働局長、雇用環境・均等室長が懇談を行いました。



○四国労働金庫の概要

本社：高松市

業種：金融業

労働者数：493人（うち女性250人）

認定日：令和元年7月19日

一般事業主行動計画の取組・認定申請等については

香川労働局雇用環境・均等室(TEL087-811-8924)

〒760-0019 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎北館2階

香川労働局 ホームページ <https://jsite.mhlw.go.jp/kagawa-roudoukyoku/>